

大綱についての説明事項

1 大綱とは

○教育の目標や施策の根本的な方針

⇒国の教育振興基本計画における根本的な方針を参酌し、総合教育会議において協議・調整を尽くし、首長が策定。

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する根本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

2 大綱の対象期間

○4年～5年程度を想定

⇒法律での定めはない。地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを考慮。

3 大綱の記載事項

○主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられている。

例) 学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等

4 大綱の尊重義務

○首長、教育委員会の双方に尊重義務がかかる。